業　務　仕　様　書

1　基本事項

（1）実施日時

原則として、履行期間中すべての日（３６５日）を対象として業務を実施すること。業務実施時間は以下のとおりとし、当該時間中は常駐とする。

①　月曜日から金曜日までは、９時００分から１７時４５分までとする。

ただし、死体及び汚物の処理作業補助を行う者については、８時００分から１６時４５分を業務実施時間とする。（原則１回／１週間）

②　土曜日は、９時００分から１２時００分までとする。

③　国民の祝日に関する法律に規定される休日は、上記②と同じ取扱いとする。

④　前号にかかわらず、当センターが本業務上必要と認め、別途指示した場合はこの限りでないものとする。

（2）実施場所

①　住所

〒１７３－００１５　東京都板橋区栄町３５番２号

②　名称

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所実験動物施設

③　当施設概要

下表のとおり。

施設場所	動物種	収容可能ケージ数(ラック数)	室　数	備　考
飼育室	マウス	3,710(28)	4	ラック陽圧仕様
	ラット	240(6)	1	
	ウサギ	9(1)	1	
検疫室	マウス	350(3)	1	ラック陰圧仕様
	ラット	40(1)	1	
処置室			3	
採血室(ウサギ)			1	
洗浄室			1	
廃棄物保管庫			1	
細胞培養室			1	
胚操作室			1	
胚移植室(+飼育室)	マウス	210(3)	1(+1)	飼育室／実験室
検査室			1	
実験室			6	
共用実験室			4	うち１室マウス 130(2)
飼料保管庫			1	冷蔵倉庫
倉庫			1	
飼育管理室			2	
更衣室(シャワー室)			2	

（３）飼育動物

下表のとおり。

ただし、下表に記載される各数値はケージ数を指すものであり、今後の飼育計画における概算数値である。

動物種	2019 年度	2020 年度	2021 年度
マウス	2,500	2,500	2,500
ラット	240	240	240
ウサギ	9	9	9

２　業務内容

（１）飼育及び施設管理業務

①　マウス・ラットの飼育

・　給餌、給水（自動給水システムおよび給水瓶による給水）

・　ケージ交換（１回／２週間）及びラック交換（１回／３か月）

ただし、ケージ交換については、汚れ度合い等により上記交換回数を増やすことがある。

・　一般状態の観察及び報告

・　微生物モニタリング作業の補助（１回／４か月）

・　土日祝日等、休日における飼育管理業務（全動物の状態確認、餌の確認及び補充、漏水等の確認）

②　ウサギの飼育

・　給餌、給水（自動給水システムおよび給水瓶による給水）

・　ケージ交換（１回／１週間）

・　ラック洗浄

・　一般状態の観察及び報告

・　土日祝日等、休日における飼育管理業務（全動物の状態確認、餌の確認及び補充、漏水等の確認）

③　当施設管理

・　施設の入退出管理

・　施設内の環境管理（温度、湿度、室圧等のチェック、排気口フィルターの交換、洗浄等を含む）

・　個別換気ケージ(IVC)システムの管理（フィルター交換、洗浄等を含む）

・　塩素添加水製造装置の管理

・　高圧蒸気滅菌装置（以下、「オートクレーブ」という。）の操作及び管理（操作は普通第一種圧力容器取扱作業主任者が実施するものとする。）

・　二酸化塩素ガス滅菌装置の操作及び管理

なお、これらの装置は操作説明書に従い、安全かつ適切に操作及び管理を実施すること。

④　物品の管理

・　飼料、床敷、飼育器材、清掃器材、消毒剤、洗剤等の管理

・　作業衣、履物等の消毒及び整理

⑤　飼育室、実験室、検疫室、飼料室等の管理

・　検疫エリアの動物飼育を含めた管理（清掃、消毒（床、壁、天井、ドア等を含む)、整理等を含む）

・　飼育室、実験室、共用実験室、処置室、検査室、培養室、胚操作室等の実験室及び廊下の清掃、消毒（床、壁、天井、ドア等を含む)、整理

・　飼料室、倉庫、専用エレベーター、エレベーターホール（地下及び５階)、更衣室（シャワー室)、施設管理室、飼育管理室の清掃及び消毒、整理

⑥　研究者への実験補助

・　一般状態の観察と異常、出産、死亡等の報告（土日祝日等の休日を含む）

・　実験用器材の搬入及び準備、ケージの移動、使用済実験用器材の洗浄

・　入荷動物の受け取り（搬入及びケージへの収容）

・　新規に当施設を利用する者への施設利用説明

⑦　作業マニュアルの整備及び改訂

⑧　老化動物育成に関する実験補助

・　体重測定、繁殖、放出動物の選定、放出準備

・　育成記録データの入力及びデータ管理の補助

⑨　本項に定めのない事項については、委託者及び受託者と協議のうえ、決定するものとする。

（２）実験動物飼育器材類の洗浄業務

本業務で使用する洗浄室には、マウス並びにラット用のケージウォッシャー及びラックウォッシャー、オートクレーブ、二酸化塩素ガス滅菌装置、塩素添加水製造装置が設置されている。

①　洗浄・滅菌

・　洗浄及び滅菌器材の維持管理

・　使用済みであるマウス及びラットの各種飼育器材の回収･床敷等汚物の廃棄

・　ケージウォッシャーを用いた各種飼育器材の洗浄

・　洗浄済みケージへの床敷詰め

・　オートクレーブによる各種飼育器材の滅菌

・　洗浄・滅菌済みの各種飼育器材の格納及び保管

・　ウサギ用ケージの洗浄（手洗い）及び滅菌

・　当施設内で使用する履物、衣類の滅菌

・　当施設内へ搬入される飼料の外装点検及び消毒

・　研究者（実験者等）が当施設内に持ち込む機器、物品等の滅菌

・　ラックウォッシャーを用いた飼育ラック等の洗浄

②　廃棄物の処理

・　当施設から排出される動物死体及び汚物の回収、業者への引き渡し（原則１回／１週間）

・　動物輸送容器等の回収及び洗浄、業者への引き渡し

・　その他廃棄物の回収及び処理

③　備品の管理

・　委託者が使用する器材及び消耗品の在庫管理、補充

・　動物飼料及び床敷の受け取り及び在庫管理

・　クリーニング業者からの白衣等の衣類受け取り

・　実験室へのケージの貸し出し及び回収、洗浄、滅菌

④　本項に定めのない事項については、委託者及び受託者と協議のうえ、決定するものとする。

（３）事務業務

上記（１）及び（２）の業務実施にあたり、種々の書類作成、データ入力並びにそれらの保管・管理、関係者への連絡等を行うこと。

（４）非常時・緊急時における対応業務

上記（１）から（３）以外の業務について、委託者が緊急な対応を必要とする場合には、適切に応じるものとし、当該対応終了後、速やかに緊急処理報告書を委託者へ提出すること。

３　業務実施体制

（１）業務実施体制

①　本業務を適切に履行できる必要人員を配置すること。

②　本業務に従事する者が休暇または病欠等により、必要人員に欠員が生じた場合には、速やかに業務が遅滞なく遂行できるよう体制を確保すること。

③　業務上必要であると委託者が認めた場合、土日祝日等を含む休日及び上記１の（１）に記載する時間外においても業務に従事できるよう体制を整えておくこと。

④　本仕様書に記載の業務を円滑に遂行するため、適宜委託者と打ち合わせを行い、業務調整を行うことができる体制を整えておくこと。

（２）従事者の要件

①　前提要件

本仕様書に記載する業務が確実に実施できる能力を有する者を配置すること。

本業務は、専門技術と十分な経験を必要とすることから、配置されるすべての従事者は、公益財団法人日本実験動物協会による技術研修または自社研修により、飼育管理一般の基礎講習を修了していること。

洗浄・滅菌業務では、大型オートクレーブ及び二酸化塩素ガスによる滅菌作業を安全に実施することのできる体制とすること。

②　実験動物飼育管理責任者

本業務に従事する実験動物飼育管理責任者は、以下の要件をすべて満たすこと。

・　実験動物科学を十分に理解し、当施設の運営を適切にサポートすることができる能力を有すること。

・　公益財団法人日本実験動物協会の認定する実験動物１級技術者資格あるいは、これと同等の能力を有すること。

・　本業務に従事する他の従事者に対する統括、指揮、調整等が十分に行えること。

・　実験動物飼育の実務経験を５年以上有すること。
・　普通第一種圧力容器取扱作業主任者の資格を有すること。
・　大型オートクレーブによる滅菌作業の実務経験を５年以上有すること。

③　実験動物飼育管理作業者（兼洗浄・滅菌作業者）

・　上記②を除く本項の従事者半数以上は、公益財団法人日本実験動物協会の認定する実験動物２級技術者または、公益財団法人実験動物中央研究所の認定する動物実験技術者の資格あるいは、これと同等の専門知識を有する者とする。
・　上記②を除く本項の従事者半数以上は、洗浄及び滅菌作業の実務経験を１年以上有すること。
・　大型オートクレーブによる滅菌作業の実務経験を１年以上有する者を含むこと。

（３）その他

①　実験動物科学の技術・知識を十分に理解し、計画的に受託者独自で実験動物に関する技術や知識を修得するための勉強会や研修会を行うこと。

②　受託者の業務担当または教育担当者は、毎月１回以上来訪し、従事者に対して実験動物及び動物関連法規の知識・技術の指導、その他関連する業務の教育・訓練を実施するとともに、受託業務の円滑な運営の点検を実施し、業務点検報告書としてまとめ、委託者へ提出すること。

なお、当該報告書により、業務の見直しが必要であると判断される場合には、常に最善の方法で業務が実施できるよう、当該業務の見直しを行うこと。

③　本業務の履行開始日以前に従事予定である飼育管理従事者名簿、従事者が有する資格（普通第一種圧力容器取扱作業主任者、実験動物技術者等）を証明する証書の写しを委託者へ提出し、その承認を受けること。

④　電子メール等を用いて、動物の状態や当施設の異常等に関する利用者への連絡を体系化すること。

⑤　扱う動物や飼育作業の重要性を相互理解するため、定期的に実験動物飼育管理責任者、実験動物飼育管理作業者（兼洗浄・滅菌作業者）、等との打ち合わせを主体的に開催すること。

⑥　本業務に従事する全ての従事者について、業務遂行上、著しく不適当であると委託者が認めた場合には、受託者は、速やかにこれの対応策を講じること。

⑦　本業務に従事する従事者の交代の必要が生じた場合には、委託者にその事由を申し出ることとし、上記③の関係書類を改めて委託者へ提出し、その承認を受けること。

⑧　感染症の侵入及び拡散防止のため、従事者は、当施設の専従とし、他施設との業務の掛持ち、ローテーション等は認めない。

⑨　受託者は、本業務の遂行にあたり、従事者に当施設における目的・意義等をよく理解させ、かつ、当施設の環境衛生保持に十分留意し、研究活動に支障を生じないようにすること。

⑩　本業務に関する記録類は整理保管し、必要に応じて委託者に引き渡すこと。

4　受託者の要件

本業務を確実に遂行し、適切な人員が配置し得る実績と規模を備えていること。

委託者は、必要に応じて当該実績と規模を証する書類の提出を求める場合がある。

5　提出書類

受託者は、下表の書類を提出すること。

№.	提出書類	提出時期
1	業務従事者名簿	契約締結後速やかに提出（交代時は必要事由を委託者に申し出るとき）
2	業務報告書	毎月の業務終了後速やかに提出
3	業務点検報告書	毎月の業務終了後速やかに提出
4	緊急処理報告書	適宜必要に応じて提出
5	上記に属さない報告書	適宜必要に応じて提出

6　その他

（1）業務に附帯する物品等

①　本仕様書に記載するもののほか、業務遂行に直接必要となる設備機器、什器備品及び消耗品等は、委託者にて無償で提供する。

これらのものは、本業務遂行の目的に以外に使用してはならない。

②　委託者が別途指定する清浄区域内で使用する被服類については、感染防止等の観点から委託者の負担とする。その他準清浄区域用被服類は、受託者の負担とする。

③　本業務を遂行するために必要な光熱水費については、委託者の負担とする。

ただし、必要最小限を前提とする。

④　その他に発生する経費については、受託者の負担とする。

また、本業務の遂行にあたって当然に必要なものについても受託者の負担とする。

（2）賠償責任

業務遂行に際して、故意または過失により当施設または物品等（動物を含む）に損害を与えた場合には、速やかに委託者へその旨の報告を行うとともに、その復旧にあたり、その損害を弁償すること。

（3）業務の引継ぎ

①　受託者は、履行開始日から円滑に業務が実施できるよう、現受託者から適切に引継ぎを受けること。

なお、引継ぎに要する経費については、委託者は一切負担しないものとする。

②　本契約期間の満了または契約の解除により業務を終了することとなった場合には、受託者は、委託者の定める期間内に、新たに業務を受託することとなった者に対し、本業務の一切の引継ぎを実施すること。

なお、引継ぎに要する経費については、委託者は一切負担しないものとする。

③　新たな受託者への引継ぎは、委託者の立会いのもと行うものとし、その際に引き継ぎ書を提出すること。

④　日報等、受託者により保管管理されていたものは、整理したのちに委託者に提出

すること。

⑤　本業務の遂行に関連する鍵、工具、機器取扱説明書等の貸与物品は委託者立会いのもと、目録により確認し、引継ぎを行うこと。

⑥　その他の受託者による持込み物品等は、速やかに撤去搬出すること。